

# アイヌ農林漁業対策事業の概要

アイヌ農林漁家の皆さんの所得及び生活水準の向上を目的として、アイヌ農林漁業対策事業により必要な共同利用施設や機械等の整備を支援します。

## ◇ どのような内容に使えるの？

アイヌ農林漁家の方々の経営の改善に必要な施設や機械等が事業の対象となります。

- ① 農林業生産基盤整備事業  
草地整備、かんがい排水、農道等
- ② 農林漁業経営近代化施設整備事業
  - ・ 農業経営近代化施設  
農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎、農畜産物処理加工施設等
  - ・ 林業経営近代化施設  
林業用機械、栽培管理施設、木材処理加工施設等
  - ・ 漁業経営近代化施設  
漁業用機械、養殖施設、畜養施設、水産物処理加工施設、水揚げ荷さばき施設等
- ③ 特認事業  
(①、②に準ずるもので、本事業により実施することが適当と認められるもの)

## ◇ 事業の要件は？

- 事業実施地区戸数要件  
地区にアイヌ農林漁家が原則3戸以上居住していること。
- 受益戸数要件  
アイヌ農林漁家が3戸以上いること。
- アイヌ受益割合  
アイヌ農林漁家受益割合が概ね5割以上
- ※ 農林水産業へのアイヌ新規就業者もアイヌ農林漁家に含みません。

## ◇ 事業主体になれるのは？

市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体（生産法人、共同利用組合など）、農林業業者が主たる構成員又は出資者となってアイヌ商工業者と設立する団体

## ◇ 補助率は？

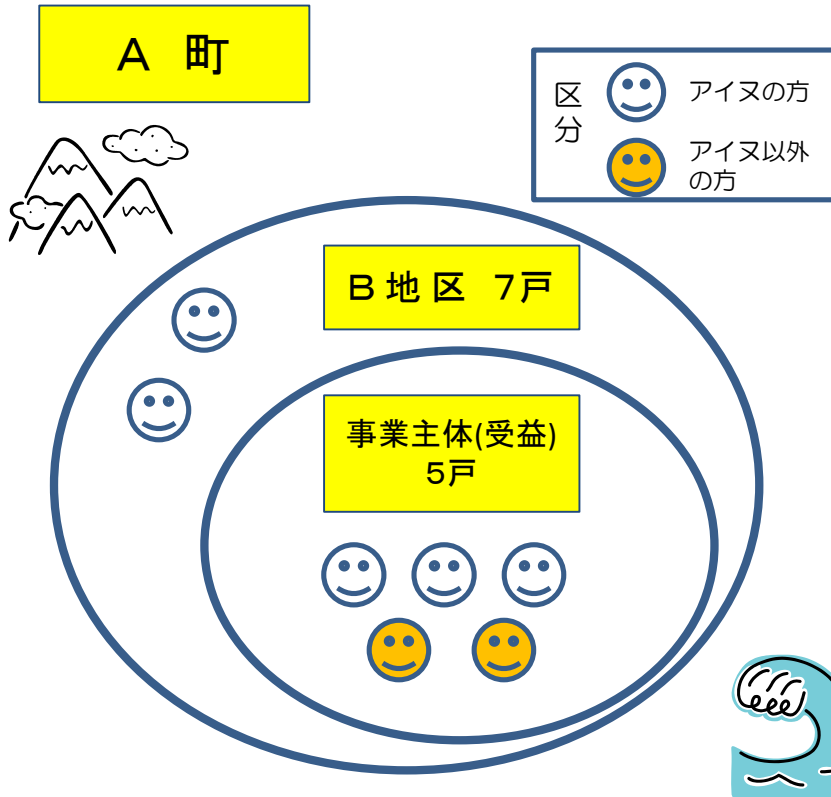
国費2/3以内  
(+道費上置 1/20以内～事業実施主体が市町村以外の場合に上置きします。)

# 事業要件・事業主体について

## ○ 事業実施地区戸数・受益戸数・受益割合の考え方

### イメージ図（例：漁業の場合）

A町B地区  
地区漁家戸数 7戸（うちアイヌ漁家戸数5戸＜要件3戸以上＞）  
受益戸数 5戸（うちアイヌ漁家戸数3戸＜要件3戸以上＞）  
アイヌ受益割合 6割 ＜要件5割以上＞



## ○ 事業主体について

共同で事業を実施できるのは市町村をはじめ、農協・漁協等となっています。

過去の本事業を活用しているの事業実施主体は農協・漁協、農林漁業者の組織する団体（任意組合等）が主になっています。

農林漁業者が組織する団体とは、次のようなケースが想定されます。

### ケース 1

地区内の漁家が共同でホタテ貝の洗浄を行うため、貝洗浄機を導入したい。

地区内漁家の実施希望者を募り、〇〇地区洗浄機械共同利用組合を設立し、事業を実施。

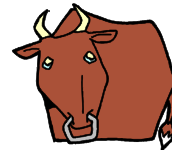


※組合の規約・規程の整備が必要となります。

### ケース 2

肉用牛の生産をしている農業生産法人「(株)〇〇畜産」は、構成員が6名おり、うちアイヌの方が5名となっている。

肥育部門を拡大するために、本事業を活用し肥育牛舎を増棟する。



※農業生産法人、農業法人の場合、アイヌの方々が構成員であり、農業に従事していれば対象となります。

# アイヌ農林漁業対策事業のメリット

アイヌ農林漁業対策事業では、アイヌ農林漁家の方々の所得の向上を図るために必要な農林漁業に係る共同利用施設・機械の取得を支援します。

イメージ

アイヌ農家の方々が組織する任意組合が共同でトラクターを整備する場合



取得価格 : 900万円

取得額  
の助成

645万円の助成が  
受けられます!

※取得価格の  
2/3まで国費 (600万円)  
1/20まで道費 (45万円)  
で補助。

自己負担は255万円となります。

## ■ 過去の実施例

### ○ 農業関係

牧草収穫作業機械、野菜用ビニールハウス、トラクター、堆肥舎、加工施設 等

### ○ 林業関係

油圧ショベル、ブルドーザー、きのこ栽培施設 等

### ○ 水産関係

水産物荷さばき施設、水産物加工設備、貝洗浄・選別機、漁船上架施設、ホイロローダー、フォークリフト 等

# 事業実施のながれ

## 1 一緒に事業を実施する仲間を集めましょう。

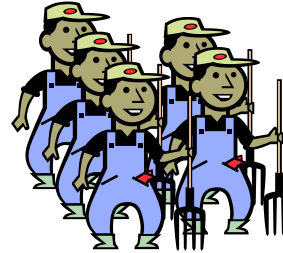


個人で小麦の収穫をしてるけど、機械の能力が低くて、作業効率が悪いから、規模も拡大できない。  
誰か共同で大型機械を所有して、収穫作業をしてくれる人はいないかなあ。  
そうすれば、効率的に作業ができて経済的だし、所得も上がるのに....。

本事業で導入する施設・機械は、共同で利用すれば対象となります。  
また、単純更新でない場合（能力向上）が対象となります。



## 2 事業計画の作成



仲間を募ったら5戸集まった!!  
役場に相談して、計画を立てよう。

事業受益者が3戸以上（アイヌ農林漁家3戸以上）集まり、要件を満たした場合、事業実施にむけて計画書を作成します。

計画書の作成は市町村が主体で行いますが、受益者の方々の協力が必要となりますので、市町村と連携して計画内容を協議してください。

計画書には適正規模の施設・機械であるか、導入することによる効果算定（所得向上）等々が必要となります。



## 3 事業計画の申請・審査～採択



事業計画書を作成したら、道や国の審査を受けて、事業の採否が決定します。  
審査は、事業要件に合致しているか、計画が妥当であるか、所得向上の根拠等々について確認します。

事業要望してから計画書の審査を行いますので、採択までには一定の期間がかかります。

また、予算枠の状況によっては翌年度になってしまう場合もあります。

これらの審査を経て、採否が決定します。



## 4 施設・機械等導入～所得向上

採択後、機械や施設を導入します。  
導入に当たって、業者選定や契約方法等、適正に行う必要があります。

また、導入した施設・機械は、耐用年数期間内に事業目的以外に使用したり、譲渡・売却すると、補助金の返還の対象となる場合があります。

適正に共同利用されていることを確認するため、作業日報・日誌を整備しておく必要があります。

なお、事業実施の翌年度から5年間は計画に対し、生産額・所得額等の状況について報告が必要となります。



# アイヌ農林漁業対策事業 活用事例①

(○町○地区 事業主体：○漁業協同組合)

## 地区の現状と課題

○地区はホタテ貝養殖業が主体の地区である。近年、ホタテ貝養殖中にフジツボやイガイ等が貝に付着し、ホタテ貝への成長阻害などの影響が出ている。

また、H20年頃から付着物の「ザラボヤ」が大量発生し、ホタテ貝への成長阻害の他、ザラボヤの重みにより養殖中のホタテ貝が脱落するなどの被害が多発している状況にあり、漁家の経営を圧迫している。



## アイヌ農林漁業対策事業を活用!!

付着物が小さな時期に洗浄駆除することが有効な手段であることから、○漁協が地区の漁家に本事業を活用したホタテ貝洗浄機械の整備を呼びかけ実施。

- 受益戸数 40戸 (うちアイヌ 31戸)
- 事業量 シェルクリナー 40台  
(1隻2台で共同作業)

## 見込まれる効果

- ☆ ホタテ貝の成長を阻害する付着物を除去できるようになったことで、変形貝・へい死貝が減少し、品質が向上。
- ☆ ザラボヤの重みによって脱落していたホタテ貝が減少し、生産量がアップ。
- ☆ 従来行っていた付着物対策（脱落防止の浮玉設置）が必要なくなり、養殖経費が削減。



品質向上・生産量アップにより生産額増加や経費節減により、

**アイヌ漁家の方々の所得が向上!!**



# アイヌ農林漁業対策事業 活用事例②

(B町O地区 事業主体：O野菜生産組合)

## 地区の現状と課題

B町O地区は零細な複合経営体が多く、アイヌ農家は一般農家と比較して経営基盤が確立されていない状況にある。

B町では施設野菜栽培を推進し、順調に効果を上げ、町内に野菜団地を形成し、定植期や防除、収穫期等において共同作業を行い省力化を図ってきた。

O地区は町内の平均作付面積に対し零細であり、所得水準の向上を図るために更なる規模拡大が必要となっている。



## アイヌ農林漁業対策事業を活用!!

高収益作物である施設野菜（トマト・きゅうり）を増産するため、ビニールハウス及び作業機械を本事業により整備。

- 受益戸数 8戸（うちアイヌ 7戸）
- 事業量 ビニールハウス10棟、暖房機8台、温水機1台、トラクター1台、ロータリー1台 他

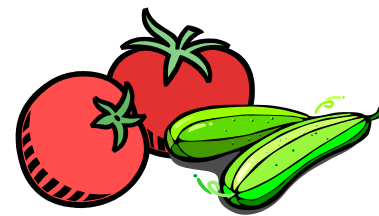
## 見込まれる効果

- ☆ 作付面積の増加により、生産量がアップ。
- ☆ 高収益作物を導入することにより、販売額が向上。



生産性の向上や高収益作物導入により、

**アイヌ農家の方々の所得が向上!!**





# アイヌ農林漁業対策事業 活用事例③

(S町S地区 事業主体：S漁業協同組合)

## 地区の現状と課題

S地区はサケ漁とホタテ養殖業が主体の地区である。

サケの水揚げは年によって不安定であることや、景気の低迷による魚価の下落が深刻な状況にあり、アイヌ漁家をはじめとした漁業者の経営安定が必要となっている。



## アイヌ農林漁業対策事業を活用!!

サケの浜値維持向上を図るため、漁協が本事業によりサケ加工処理機械を導入し、浜値の維持向上を図る。

- 受益戸数 27戸 (うちアイヌ25戸)
- 事業量 サケ加工処理設備 一式

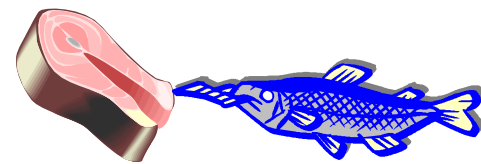
## 見込まれる効果

- ☆ サケ加工処理設備を整備することにより、作業が効率化され、経費削減が図られる。
- ☆ 処理能力がアップしたことにより、今まで処理できなかったサケを加工処理し販売できることとなり、販売金額アップ。



漁協の加工処理能力が向上し、経費削減・販売金額アップし、漁業者からの買い取り価格を向上させ、

**アイヌ漁家の方々の所得が向上!!**



# アイヌ農林漁業対策事業の問い合わせ先

本事業による農林漁業者への支援は、市町村を通じて行われます。  
本事業の詳細については、市町村の農林漁業担当部局や次の総合振興局、振興局の農務課  
又は北海道農政部農業経営局農業経営課にお問い合わせください。

|                        |                 |                  |
|------------------------|-----------------|------------------|
| 空知総合振興局                | 産業振興部農務課農業経営係   | 0126-20-0081(直通) |
| 石狩振興局                  | 産業振興部農務課主査(担い手) | 011-204-5846(直通) |
| 後志総合振興局                | 産業振興部農務課農業経営係   | 0136-23-1404(直通) |
| 胆振総合振興局                | 産業振興部農務課農業経営係   | 0143-24-9814(直通) |
| 日高振興局                  | 産業振興部農務課生産振興係   | 0146-22-9344(直通) |
| 渡島総合振興局                | 産業振興部農務課主査(農地)  | 0138-47-9492(直通) |
| 檜山振興局                  | 産業振興部農務課農業経営係   | 0139-52-6573(直通) |
| 上川総合振興局                | 産業振興部農務課農業経営係   | 0166-46-5961(直通) |
| 留萌振興局                  | 産業振興部農務課生産振興係   | 0164-42-8489(直通) |
| 宗谷総合振興局                | 産業振興部農務課農業経営係   | 0162-33-2534(直通) |
| オホーツク総合振興局             | 産業振興部農務課農業経営係   | 0152-41-0662(直通) |
| 十勝総合振興局                | 産業振興部農務課農業経営係   | 0155-27-8612(直通) |
| 釧路総合振興局                | 産業振興部農務課農業経営係   | 0154-43-9222(直通) |
| 根室振興局                  | 産業振興部農務課農業経営係   | 0153-23-6871(直通) |
| 北海道農政部農業経営局農業経営課支援グループ |                 | 011-204-5389(直通) |